

令和4年第4回取手市議会定例会 議案概要

議案： 18件	条例の制定	2件
	条例の一部改正（一括改正含む。）	5件
	市道路線の認定・変更	2件
	訴訟上の和解	1件
	一部事務組合の解散・統合関連	3件
	令和4年度補正予算	5件
同意案： 1件	教育委員会委員の選任同意	1件

議案第60号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について（市民課）

市民サービスの向上及び個人番号カードの利活用の促進を図る観点から、窓口における印鑑登録証明書の交付の申請の方法として、個人番号カードを使用して統合端末に暗証番号を入力する方法を追加するものです。

印鑑登録証明書の交付申請に当たっては印鑑登録証の添付が必要となりますが、印鑑登録者本人が個人番号カードを使用して統合端末に暗証番号を入力する方法の場合には、印鑑登録証の添付が不要となります。

※ 統合端末…市民課窓口に設置している端末で、市民課職員が使用する住民基本台帳ネットワークの機能と、窓口利用者が使用するマイナンバーカードを使った個人認証の機能を統合した端末。

議案第61号

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（総務課）

公職選挙法施行令が改正され、国の選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことを踏まえ、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額について、国の選挙に準じた額に改めるものです。

公費負担の限度額（改正前→改正後、引上げ額）

- ・自動車借入契約【1日単価】（15,800円→16,100円、300円）
- ・燃料費の契約（7,560円→7,700円、140円）※当該金額×選挙運動日数が上限額
- ・ポスター作成【印刷費単価】（525円06銭→541円31銭、16円25銭）
- ・ポスター作成【企画費】（310,500円→316,250円、5,750円）

- ※ 上記の印刷費単価+企画費をもとに取手市のポスター掲示場数（342 か所）で計算したポスター作成単価（1,433 円→1,467 円、34 円）
- ・ビラ作成単価（7 円 51 銭→7 円 73 銭、22 銭）

議案第 6 2 号

取手市選挙公報発行条例の一部を改正する条例について（総務課）

市議会議員選挙及び市長選挙における選挙公報の配布に関し、公職選挙法第 170 条第 2 項の規定に則して、各世帯に選挙公報を配布することが困難な場合の配布方法及び補完措置について定めるものです。

各世帯に選挙公報を配布することが困難な場合の配布方法及び補完措置

- ・ 配布方法
 - 新聞折込みその他これに準ずる方法
- ・ 補完措置
 - 市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等

議案第 6 3 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について（人事課）

地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる「役職定年制」）・定年前再任用短時間勤務制を導入し、60 歳を超える職員の給与の特例を定めるほか、所要の改正や廃止を行うものです。

以下の条例について、改正又は廃止を行います。

- ①取手市職員の定年等に関する条例
- ②取手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ③取手市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ④取手市職員の給与に関する条例
- ⑤取手市職員の特殊勤務手当に関する条例
- ⑥取手市職員の育児休業等に関する条例
- ⑦取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ⑧取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- ⑨取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ⑩取手市職員の再任用に関する条例（廃止）

議案第64号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（人事課）

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、次の点について一括して改正するものです。

- ① 一般職職員の給料表の改定（令和4年4月に遡って適用）
民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給を引き上げるもの。
（大学卒業程度：3,000円／高校卒業程度：4,000円の引上げ）
若年層の給与のみ所定の引上げ。
（平均改定率：0.3%）
- ② 一般職職員の勤勉手当の支給月数の改定（令和4年12月支給分に適用）
一般職：0.95月→1.05月（0.10月増）
再任用職員：0.45月→0.50月（0.05月増）
- ③ 一般職職員の勤勉手当の支給月数の改定（令和5年度から適用）
②の改正による増分（0.10月分）を、6月と12月について均等にするもの。
改正後の一般職：6月・12月ともに1.00月ずつ
改正後の再任用職員：6月・12月ともに0.475月ずつ
- ④ 一般職特定任期付職員の給料表の改定（令和4年4月に遡って適用）
1号給の額：375,000円→376,000円
- ⑤ 常勤特別職（市長・副市長・教育長）及び一般職特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定（令和4年12月支給分に適用）
1.625月→1.675月（0.05月増）
- ⑥ 常勤特別職（市長・副市長・教育長）及び一般職特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定（令和5年度から適用）
⑤の改正による増分（0.05月分）を、6月と12月について均等にするもの。
改正後：6月・12月ともに1.65月ずつ
- ⑦ 会計年度任用職員の報酬の改定（令和5年度から適用）
①の一般職職員の給料表の改定に合わせた引上げを行うもの。

※ 議員の期末手当の支給月数についても、⑤・⑥の常勤特別職の規定の適用を受けるため、条文上改正はないものの、同様に改定される。

議案第 6 5 号

取手市地域振興基金条例について（財政課）

旧合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号））第 11 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する、地域住民の連帯の強化・地域振興等を目的として実施する事業の財源を積み立てる基金として、取手市地域振興基金を設置するため、本条例を制定するものです。

議案第 6 6 号

取手市中小企業・小規模企業振興基本条例について（産業振興課）

小規模企業振興基本法が制定され国の小規模企業振興基本計画が策定されたことにより、地方公共団体が小規模企業振興に関する施策を実施する責務が明確化されたことや市商工会・商工業関係者からの条例制定の要望等を受け、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」といいます。）の振興に関して市の基本理念を明らかにし、中小企業等の振興の一層の推進を図るため、本条例を制定するものです。

条例で定める主な内容は、次の事項です。

- ① 中小企業等の振興に関する基本理念
- ② 基本理念に基づく基本施策
- ③ 市の責務
- ④ 中小企業等、商工会、大企業、及び金融機関等の役割
- ⑤ 市民の理解及び協力

議案第 6 7 号 市道路線の認定について（管理課）

開発行為により市に帰属した道路（戸頭地区 2 路線、井野地区 1 路線）について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第 6 8 号 市道路線の変更について（管理課）

次の理由により、市道路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

- ① 県道守谷藤代線バイパス整備工事により道路の形態が変更されたもの（下高井地区 1 路線）について、路線の起点を変更します。
- ② 市道路線（谷中地区 1 路線）の一部について、公衆用道路としての形態がなく道路としての機能を有していないことから、路線の終点を変更します。

議案第 69 号

国家賠償請求事件に係る訴訟上の和解について（社会福祉課）

生活保護事務に関連し、市を被告として慰謝料等の支払いを求める訴訟が提起された件について、水戸地方裁判所から和解案が示されたことから、市が原告に対して解決金を支払うこと、及び生活保護事務に当たっての情報共有・指導等を徹底すること等を含む当該和解案の内容で原告と和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 70 号から議案第 72 号まで（政策推進課）

議案第 70 号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第 71 号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第 72 号 稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入について

取手市ほか龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村が加入する「龍ヶ崎地方衛生組合」が、構成市町村による協議の結果「龍ヶ崎地方塵芥処理組合」とともに解散し、令和 5 年 4 月 1 日付けで「稲敷地方広域市町村圏事務組合」に統合・複合化するため、各構成市町村において、組合の解散及び統合、加入に必要な事項に関し、議会の議決を求めるものです。

議案第 73 号から議案第 77 号まで 令和 4 年度取手市各会計補正予算

議案第 73 号から議案第 77 号まで（令和 4 年度取手市各会計補正予算）の内訳

議案第 73 号 取手市一般会計補正予算（第 11 号）

議案第 74 号 取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 75 号 取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 76 号 取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 77 号 取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

同意案第16号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について（人事課）

平成30年12月15日付けで就任した櫻井 由子氏（現在2期目）の任期が本年12月14日で満了することに伴い、同氏を引き続き教育委員会委員（任期4年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

※ 前任者が任期途中で職を辞し、櫻井委員はその委員の後任委員だったため、櫻井委員の1期目の任期は前任者の残任期間（H30.4.1～H30.12.14）であった。